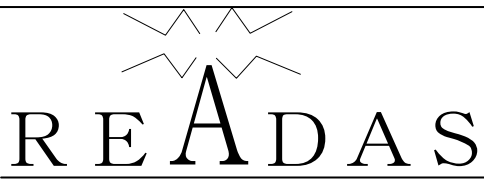


第 4278 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 7月 8日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成 23 年措置法所得税の改正

Q：今年度の税制改正が一部決まったようですが、措置法における所得税はどのようなになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

① 認定NPO法人等に寄附をした場合

認定NPO法人等に寄附をした場合の所得税額控除が創設された。

(イ)個人が認定NPO法人に対して、年間2,000円を超える特定非営利活動のための寄附(総所得金額等の40%相当額を限度)をした場合は、その年分の所得税額から、その超える金額の40%相当金額(所得税額の25%相当額を限度)を控除する。

(ロ)個人が次の法人に対して、年間2,000円を超える税額控除対象寄附金(総所得金額等の40%相当額を限度)を支出した場合は、その年分の所得税額から、その超える金額の40%相当額(所得税額の25%相当額を限度)を控除する。

- A. 公益社団法人及び公益財団法人
- B. 学校法人等
- C. 社会福祉法人
- D. 更生保護法人

② 電子申告控除

電子申告をした場合の所得税額控除が、平成23年分が4,000円、平成24年分が3,000円とされ、その適用期限が延長された。

③ 年金保険金受取人の更正の請求

相続等で年金保険を受取った者で、保険年金に係る所得を含めて申告している者は、公布の日から1年間、更正の請求をすることができる。

